

SPDR S&P/ASX 200 ファンド

(ASX コード : STW)

(ARSN 097 712 377)

運用報告書

2014 年 6 月 30 日終了年度

SPDR S&P/ASX 200 ファンド

(ASX コード : STW)

(ARSN 097 712 377)

運用報告書-2014 年 6 月 30 日終了年度

目 次

取締役報告書	1
監査役の独立性の宣言	5
包括利益計算書	6
財政状態計算書	7
資本変動計算書	8
キャッシュフロー計算書	9
財務諸表上の注記	10
取締役の宣言	35
SPDR S&P/ASX 200 ファンドの受益者に対する独立監査人の監査報告書	36
コーポレートガバナンス報告書	38
受益者情報	45
企業概要	48

免責事項

この運用報告書の日本語版は SPDR S&P/ASX 200 ファンドの 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、豪ドルの円貨換算は、2014 年 12 月 17 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 豪ドル=96.10 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、豪ドルの円貨換算および各頁記載の(注)とした注記の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

取締役報告書

SPDR S&P/ASX 200 ファンド(SPDR S&P/ASX 200 Fund)(以下「本信託」という。)の責任法人であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービスズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited) (ABN 16 108 671 441)(以下「SSgA, ASL」という。)の取締役は、2014年6月30日終了年度についての本信託の財務報告書とともに、自らの報告書を提出する。

主な業務

本信託は、本信託の約款(以下「本約款」という。)の規定に従って、S&P/ASX 200 銘柄に、投資を行っている。
当年度中、本信託に従業員はいなかった。
当年度中、本信託の活動の性質に重大な変化はなかった。

取締役

当年度中において、または当年度末から本報告書の日付まで SSgA, ASL の取締役を務めた者は以下のとおりである。

Jonathan Shead
Susan Darroch
James MacNevin

運用の検討および実績

当年度中、本信託は、本信託の準拠文書に設定されている対象資産配分および本約款の規定に従って、資金投資を続行した。

本信託は通常、S&P/ASX 200 指数(以下「本指数」という。)を構成する銘柄に投資を行い、本指数の業績に密接に連動する、投資収益(報酬およびその他費用控除前)の達成を目的としている。

運用実績

本信託の業績は、下記のとおり、その運用実績により表示される。

	年度終了日	
	2014年6月30日	2013年6月30日
受益者に帰属する財務費用控除前営業利益/(損失) (\$)	<u>344,449,532</u>	<u>422,140,063</u>
受益者への分配金(\$)	<u>101,401,616</u>	<u>92,134,570</u>
分配金(受益証券1口当たりセント表記(CPU))	<u>223.42</u>	<u>192.62</u>

下記の表は、本信託の業績を、資本増加の割合と利益分配の割合の合算により算出される投資収益総額で示している。投資収益総額は、2014年6月30日から過去5年間のものを表示している。

	2014年 %	2013年 %	2012年 %	2011年 %	2010年 %
資本増加	11.89	17.09	Δ 11.05	6.89	9.26
利益分配	5.05	5.18	4.00	4.34	3.51
投資収益総額	16.94	22.27	Δ 7.05	11.23	12.77

上記業績は、当年度中に 17.43%(2013 年は 22.27%)増加した、本指数の業績を反映している。

財政状態計算書中の資産および負債の推移は、注記 9 および当年度中の本信託の業績に反映されているとおり、当年度中に発行および償還された受益証券に対応するものである。

将来の業績は保証されておらず、これは本信託の準拠文書における当社の説明と一貫するものである。投資家は、過去の業績を将来の業績の判断材料として用いる際には、注意すべきである。

受益証券の償還価格

受益証券の償還価格(権利落ち後)は以下のとおりである。

	2014年 \$	2013年 \$	2012年 \$	2011年 \$	2010年 \$
6月30日現在	50.26	44.91	38.36	43.13	40.35

取締役は、受益証券価格の算定基準については本約款および本信託の準拠文書において概略が定められているため、オーストラリア会計基準を導入しても、受益証券価格の算定に影響を及ぼさないという見解を持っている。受益証券価格を算定するための純資産とオーストラリア会計基準の下で作成された財務諸表において報告された純資産との間の主要な差異については、以下に概説する。

	2014年 6月30日 \$	2013年 6月30日 \$
受益証券価格を算定するための純資産	2,313,155,963	2,113,300,844
損益を通じた公正価格で保有される金融資産の(受益証券価格算定のための)純市場価額と(財務報告のための)公正価値との差額	Δ 579,312	Δ 1,342,202
受益者に帰属する純資産の負債への分類の影響	Δ 2,312,576,651	Δ 2,111,958,642
オーストラリア会計基準の下での純資産	-	-

重大な状況の変化

取締役の見解では、検討対象の会計年度において、本信託の状況に重大な変化は生じなかった。

後発事象

以下の事項に重大な影響を及ぼしたか、または重大な影響を及ぼしうる事象または状況は、2014年6月30日以降生じていない。

- (i) 翌会計年度以降における本信託の運用
- (ii) 翌会計年度以降における当該運用実績
- (iii) 翌会計年度以降における本信託の状況

運用の展望および業績予想

本信託は、本信託の準拠文書に示されている投資目標および投資指針ならびに本約款に従い、運用を継続する

予定である。

本信託の運用の実績は、多くの要素(本信託が投資する投資市場の業績を含む。)の影響を受ける。投資の業績は保証されず、また、将来の収益は、過去の収益と異なる可能性がある。投資状況は時間とともに変化するため、過去の収益は、将来の収益を予想するために用いられるべきではない。

将来の収益は、対象となる本指数の業績によって左右される。本信託の投資目標および投資戦略は、本指数の業績を追跡するというものであり、依然として変更はない。したがって、本信託の将来の収益は、本指数の業績によって左右される。

役員の補償および保険

SSgA, ASL の役員または本信託の監査役のいずれに対する保険に関しても、本信託の資産からいかなる保険料も支払われない。SSgA, ASL の役員が、本約款および 2001 年会社法に従って行為する限り、役員は、本信託のために行為する際に被った損失について、本信託の資産から補償を受け続ける。

監査役の補償

本信託の監査役は、いかなる場合も、本信託の資産から補償を受けない。

責任法人またはその関連法人が支払を受ける報酬および保有する本信託の持分

当年度中に本信託の財産から責任法人およびその関連法人に対して支払われる報酬は、財務諸表上の注記 16 において開示される。

当年度中に本信託の財産から責任法人の取締役に対して、いかなる報酬も支払われなかった。

責任法人またはその関連法人が会計年度末において保有する本信託の持分の数は、財務諸表上の注記 16 において開示される。

本信託の持分

当年度中の本信託の発行済み受益証券の推移は、財務諸表上の注記 9 において開示される。

本信託の資産および負債の価値は、財政状態計算書において開示され、財務諸表上の注記 2 に記載する基準により算出される。

環境規制

本信託の運用は、連邦、州または地方のいずれの立法についても、かかる立法に基づく重要な環境規制に服するものではない。

監査役の独立性の宣言

2001 年会社法 307 条 C の下において要求される、5 頁記載の内容の監査役の独立性の宣言が出ている。

本報告書は、取締役会決議に基づいて作成された。

(署名)

James MacNevin

取締役

シドニーにて

2014年8月26日

監査役の独立性の宣言

2014年6月30日終了年度のSPDR S&P/ASX 200ファンドの監査に関する主任監査役として、当職の知る限り、また当職の信じる限り、以下について宣言する。

- a) 監査に関する2001年会社法上の監査役の独立性要件についての違反はない。
- b) 監査に関する職業行為規程についての違反はない。

(署名)

Darren Ross

パートナー

プライスウォーターハウスクーパース¹

シドニーにて
2014年8月26日

¹ プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers) ABN 52 780 433 757
Darling Park Tower 2, 201 Sussex Street, GPO BOX 2650, SYDNEY NSW 1171
電話番号 +61 2 8266 0000, ファクシミリ +61 2 8266 9999, www.pwc.com.au

職業基準法の下で承認されたスキームにより責任が制限されている。

包括利益計算書

	注記	年度終了日			
		2014年6月30日		2013年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
投資収益					
受取配当金		103,281,775	9,925,378,578	99,928,563	9,603,134,904
受取利息		330,105	31,723,091	248,366	23,867,973
損益を通じた公正価値で保有される金融商品の純利益/(損失)	6	247,283,485	23,763,942,909	328,245,500	31,544,392,550
その他運用利益		317,078	30,471,196	75,635	7,268,524
投資純利益/(損失)合計		351,212,443	33,751,515,772	428,498,064	41,178,663,950
費用					
責任法人報酬	16	238,808	22,949,449	223,763	21,503,624
投資顧問報酬	16	5,323,295	511,568,650	5,009,573	481,419,965
カストディアン兼アドミニストレーター報酬	16	840,199	80,743,124	883,563	84,910,404
取引費用		45,386	4,361,595	146,582	14,086,530
配当に係る源泉徴収税		314,818	30,254,010	94,225	9,055,023
その他営業費用		405	38,921	295	28,350
営業費用合計		6,762,911	649,915,747	6,358,001	611,003,896
営業利益/(損失)		344,449,532	33,101,600,025	422,140,063	40,567,660,054
受益者に帰属する財務費用					
受益者への分配金	10	Δ 101,401,616	Δ 9,744,695,298	Δ 92,134,570	Δ 8,854,132,177
受益者に帰属する純資産の(増加)/減少	9	Δ 243,047,916	Δ 23,356,904,728	Δ 330,005,493	Δ 31,713,527,877
当年度利益/(損失)					
当年度その他包括利益		-	-	-	-
当年度包括利益合計		-	-	-	-

上記包括利益計算書は添付の注記をあわせて参照のこと。

財政状態計算書

	注記	時点			
		2014年6月30日		2013年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
資産					
現金および現金同等物	11	33,882,374	3,256,096,141	42,321,290	4,067,075,969
委託証拠金勘定		4,022,136	386,527,270	2,920,701	280,679,366
未収金	14	21,701,991	2,085,561,335	18,053,423	1,734,933,950
損益を通じた公正価値で保有される金融資産	7	2,299,988,363	221,028,881,684	2,086,154,522	200,479,449,564
資産合計		2,359,594,864	226,757,066,430	2,149,449,936	206,562,138,850
負債					
ブローカーからの借入金(証券買入債務)		337,972	32,479,109	30,685	2,948,829
未払金	15	1,342,516	129,015,788	1,087,282	104,487,800
未払分配金	10	45,337,725	4,356,955,373	36,373,327	3,495,476,725
負債合計(受益者に帰属する純資産を除く。)		47,018,213	4,518,450,269	37,491,294	3,602,913,353
受益者に帰属する純資産－負債	9	2,312,576,651	222,238,616,161	2,111,958,642	202,959,225,496

上記財政状態計算書は添付の注記をあわせて参照のこと。

資本変動計算書

	年度終了日			
	2014年6月30日		2013年6月30日	
	\$	¥	\$	¥
会計年度当初の資本合計	-	-	-	-
当年度の利益/(損失)	-	-	-	-
その他包括利益	-	-	-	-
包括利益合計	-	-	-	-
所有者としての地位における所有者との取引	-	-	-	-
会計年度終了時の資本合計	-	-	-	-

オーストラリア会計基準の下において、受益者に帰属する純資産は資本としてではなく負債として分類される。その結果、当年度の期首または期末には資本はなかった。

上記資本変動計算書は添付の注記をあわせて参照のこと。

キャッシュフロー計算書

	注記	年度終了日			
		2014年6月30日		2013年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
営業活動からのキャッシュフロー					
損益を通じた公正価値で保有される 金融商品の売却による収入		85,251,746	8,192,692,791	76,642,536	7,365,347,710
損益を通じた公正価値で保有される 金融商品の買入		△ 104,734,220	△ 10,064,958,542	△ 84,586,110	△ 8,128,725,171
委託証拠金としてブローカーから受 領した/(に支払われた)金額		△ 1,101,434	△ 105,847,807	5,603,551	538,501,251
受取配当金		97,510,527	9,370,761,645	99,650,639	9,576,426,408
受取利息		268,127	25,767,005	242,713	23,324,719
その他収入		323,095	31,049,430	74,881	7,196,064
支払責任法人報酬		△ 233,438	△ 22,433,392	△ 220,106	△ 21,152,187
支払投資顧問報酬		△ 5,205,280	△ 500,227,408	△ 4,930,772	△ 473,847,189
支払カスタディアン兼アドミニスト レーター報酬		△ 828,881	△ 79,655,464	△ 873,651	△ 83,957,861
その他営業費用の支払		△ 240,078	△ 23,071,496	△ 153,016	△ 14,704,838
営業活動からの純キャッシュインフ ロー/(純キャッシュアウトフロー)	12(a)	<u>71,010,164</u>	<u>6,824,076,760</u>	<u>91,450,665</u>	<u>8,788,408,907</u>
財務活動からのキャッシュフロー					
支払配当金		△ 79,449,080	△ 7,635,056,588	△ 76,133,782	△ 7,316,456,450
財務活動からの純キャッシュインフ ロー/(純キャッシュアウトフロー)		<u>△ 79,449,080</u>	<u>△ 7,635,056,588</u>	<u>△ 76,133,782</u>	<u>△ 7,316,456,450</u>
現金および現金同等物の増加額/(減少 額)		<u>△ 8,438,916</u>	<u>△ 810,979,828</u>	<u>15,316,883</u>	<u>1,471,952,456</u>
当年度期首の現金および現金同等物		42,321,290	4,067,075,969	27,004,407	2,595,123,513
当年度期末の現金および現金同等物	11	<u>33,882,374</u>	<u>3,256,096,141</u>	<u>42,321,290</u>	<u>4,067,075,969</u>
現金収支を伴わない財務活動	12(b)				

上記キャッシュフロー計算書は添付の注記をあわせて参照のこと。

財務諸表上の注記

目 次

1	一般的事項	11
2	重要な会計方針の概要	11
3	金融リスク・マネジメント	18
4	金融資産および金融負債の相殺	22
5	公正価値測定	23
6	損益を通じた公正価値で保有される金融商品における純利益(損失)	26
7	損益を通じた公正価値で保有される金融資産	26
8	デリバティブ金融商品	27
9	受益者に帰属する純資産	28
10	受益者への分配金	29
11	現金および現金同等物	29
12	利益/(損失)から営業活動による純資金流入/(純資金流出)への調整	30
13	監査役の報酬	30
14	未収金	31
15	未払金	31
16	関連当事者取引	31
17	セグメント情報	33
18	後発事象	34
19	偶発資産および偶発負債ならびにコミットメント	34

1 一般的事項

本財務諸表は、独立した主体としての SPDR S&P/ASX 200 ファンド(SPDR S&P/ASX 200 Fund)(以下「本信託」という。)を対象としている。本信託は、2001年7月31日に設定され、2001年8月27日に運用を開始した。本信託は、本信託の約款(以下「本約款」という。)の規定により早期に終了する場合を除き、2081年7月30日に終了する。

本信託の責任法人はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービシズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited)である(以下「責任法人」という。)。責任法人の登記上の事務所は、Level 17, 420 George Street, Sydney, NSW 2000 に所在している。本財務諸表はオーストラリア通貨で表示されている。

本信託は、本約款の規定に従って、S&P/ASX 200 指数(S&P/ASX 200 Index)の上場株式に資金投資をしている。

本財務諸表は 2014年8月26日に取締役会において公表の承認を得た。責任法人の取締役は財務諸表を修正および再公表する権限を有する。

2 重要な会計方針の概要

本財務諸表の作成上の主な会計方針は以下のとおりである。これらの方針は、以下において別段の記載がなされていない限り、以下に記載する全ての年度に一貫して適用されてきた。

(a) 作成原則

本一般目的財務諸表はオーストラリア会計基準およびオーストラリア会計基準理事会の解釈ならびにオーストラリアの 2001 年会社法に準拠して作成されている。本信託は、財務諸表の作成の目的上、営利信託である。

本財務諸表は、別段の記載がない限り、資産および負債の公正価値測定に基づいて作成されている。

財政状態計算書は、流動性ベースで表示されている。

資産および負債は、流動性が高い順に表示されており、流動性の有無で区別されていない。金融資産への投資および受益者に帰属する純資産を除き、残高はすべて、12ヶ月以内に回収または決済が行われることが予想される額である。各報告期間終了後 12ヶ月以内に回収または決済が予想される額を、確実に判断することはできない。

(i) 国際財務報告基準の遵守

本信託の財務諸表はまた、国際会計基準審議会が公表する国際財務報告基準も遵守している。

(ii) 本信託により採用された新しい、修正された基準

本信託は、2013年7月1日に開始する年次報告期間から発効となった、新しい、修正された会計基準により、その会計方針の一部を変更しなければならなかった。影響を受ける方

針は下記のとおりである。

- ・ 公正価値の決定－AASB 第 13 号「公正価値測定」
- ・ 相殺契約－AASB 第 2012-2 号「オーストラリア会計基準の修正 開示 金融資産および金融負債の相殺」
- ・ その他の事業体の持分の開示－AASB 第 12 号「その他の事業体の持分の開示」

会計方針の変更：公正価値測定

AASB 第 13 号「公正価値測定」は、公正価値の明確な定義および公正価値測定の唯一の基礎を定め、すべてのオーストラリア会計基準にわたって使用するための要件を開示することにより、一貫性を向上させ、複雑さを軽減することを目的としている。この基準は、公正価値会計の使用を拡張するものではないが、その使用が他のオーストラリア会計基準によりすでに要求または許可されている場合、どのように適用されるべきかという指針を定めている。

従前、(デリバティブを含む)金融商品の公正価値は、金融商品は相手方と決済または償還されるという前提で測定されていた。AASB 第 13 号の採用は、公正価値は出口価格の概念であり、したがって、金融商品の公正価値は、第三者の市場参加者に対する譲渡価格に基づいて決定されるべきであるということを確認するものである。

会計方針の変更：相殺契約

AASB 第 2012-2 号「オーストラリア会計基準の修正－開示－金融資産および金融負債の相殺」は、財務諸表の使用者が、事業体の財務状態において、事業体の認識された金融資産および認識された金融負債に関して相殺する権利を含む、相殺契約の影響または潜在的な影響を評価することができるようにするために追加開示を要求している。かかる修正は、本信託の財政状態または業績に影響を与えるものではなかったが、財務諸表の注記において追加的に開示される可能性がある。

会計方針の変更：その他の事業体の持分の開示

AASB 第 12 号「その他の事業体の持分の開示」は、事業体に対して、事業体がその他の事業体を支配するか、共同で支配するか、重要な影響を与えるか、またはその他の持分を有するか否かの決定についてなされた重要な判断および仮定の開示を要求している。事業体はまた、一定の「ストラクチャード・エンティティ」に関してより多くの開示をすることが要求されている。かかる基準の採用は、本信託に重要な影響を与えていない。

2013 年 7 月 1 日に開始する会計年度に初めて発効し、本信託に重大な影響を与えることが予測される、既存の会計基準のその他の基準、解釈または修正はない。

(iii) 本信託により早期適用されている、2013 年 7 月 1 日以降に発効する基準

本信託はまた、下記の 2 つの基準を早期適用する選択をしている。

- ・ AASB 第 2012-3 号「オーストラリア会計基準の修正－金融資産および金融負債の相殺」は、2014 年 1 月 1 日以降に開始する年次期間に発効するものであり、本信託により早期適用されている。この修正は、AASB 第 132 号の相殺基準を明確にし、適用における矛盾を処理するものである。これは、「法的執行可能な相殺権を現在保有すること」の意味の明確化、および一部のグロス決済契約は差金決済と同等とみなされる可能性

があることを含む。

- ・ AASB 第 2014-1 号(2010 年・2012 年のサイクルの年次改正)による AASB 第 124 号の修正は、本信託が責任法人等の第三者から受領した、経営陣の業務に対して支払われた報酬(ただし、責任法人がその従業員または取締役を支払った報酬ではない。)を開示しなければならないことを確認したものである。

かかる修正は、本信託の財政状態または業績に影響を与えるものではなかった。

(b) 金融商品

(i) 分類

本信託の投資は、以下により構成される、「損益を通じた公正価値」とされるカテゴリーに分類される。

- ・ 取引目的金融商品

これらは先物を含むデリバティブ金融商品を含む。本信託は、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係におけるヘッジに指定していない。

- ・ 当初の認識時から損益を通じた公正価値として指定された金融商品

これらは取引目的で保有されているのではなく、かつ売却することができる金融資産および金融負債を含む。これらは株式および非上場のユニット・トラストへの投資である。

当初から損益を通じた公正価値として指定された金融商品は、本信託の文書化された投資戦略に従って運用され、公正価値ベースで運用成績が評価される。本信託の方針は、責任法人がその他の関連財務情報と共に、これらの金融商品についての情報を公正価値で評価することである。

(ii) 認識/認識の中止

本信託は金融資産および金融負債を、本信託が契約上の合意の当事者となる日(取引日)において認識し、またかかる日から金融資産および金融負債の公正価値の変化を認識する。

投資は、投資からのキャッシュフローを受領する権利の期限が満了したとき、または本信託がその所有にかかる実質上全てのリスクおよび利益を移転させたとき、その認識の中止がなされる。

(iii) 測定

損益を通じた公正価値で保有される金融資産および金融負債

当初の認識時において、本信託は金融資産をその公正価値で測定する。損益を通じた公正価値で測定される金融資産の取引費用は、包括利益計算書に計上される。

当初の認識後、損益を通じて公正価値で保有される全ての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で保有される金融資産または金融負債」のカテゴリーの公正価値の変動により生じる損益は、それが発生した期間中の包括利益計算書において「損益を通じた公正価値で保有される金融商品の純利益/(損失)」で表示されている。これはまた、損益を通じた公正価値に分類されている、証券の空売りにおける配当費用を含む。

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、報告期間終了時における市場価格を基準とされ、将来売却費用の見積もりは控除されない。本信託が保有する金融資産について用いられる相場価格は、現在の買呼値であり、金融負債の市場価格は現在の売呼値である。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。本信託は様々な方法を使用しており、各報告日における市況に基づき仮定を立てている。使用されている評価技法は、比較可能な最近の独立当事者間取引、実質的に同様であるその他の商品の参照、ディスカウントキャッシュフロー分析、オプション評価モデルおよび、市場インプットを最大限利用し、企業固有インプットへの依存を可能な限り少なくしている、市場参加者共通して使用されているその他の評価技法を含む。

金融商品の公正価値の決定方法の詳細は、注記 5 に開示されている。

(iv) 金融商品の相殺表示

認識された金額を相殺する法的強制力のある権利がある場合で、かつ純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書において報告される。さらなる情報は、財務諸表注記 4 を参照のこと。

(c) 受益者に帰属する純資産

受益証券は、オーストラリア在住資格者(商品開示書類(PDS)において定義される。)であり、償還のために証券会社を利用する受益者により償還可能である。本信託は、分配可能収益を分配する必要があるため、受益証券は金融負債として分類される。受益証券はいつでも本信託に戻すことができる。償還可能な受益証券の公正価値は、受益者が受益証券を本信託に戻す権利を行使するとした場合、報告期間終了時に、(本約款で規定されるとおり、現金および資産全体より負債を控除した額に対する均等・不分割・確定かつ取消不能の持分を表示した有価証券により)支払可能な償還価額で測定される。

(d) 現金および現金同等物

キャッシュフロー計算書の表示の目的上、現金および現金同等物には、手元現金、金融機関の当座預金、その他の短期で流動性が高く、かつ当初の満期が取得日から 3 ヶ月以内で既定額の現金に容易に換金可能で、価値の変動の重大なリスクがない投資対象、および銀行当座借越が含まれる。銀行当座借越は、財政状態計算書において、負債に分類される。

投資有価証券の売買に関する支払および受取りは、これらの有価証券の公正価値の変動が本信託の主要な収入を生む活動を表示するため、営業活動からのキャッシュフローに分類される。

(e) 委託証拠金勘定

委託証拠金勘定は、デリバティブ取引の担保として保有される現金により構成される。現金はブローカーによって保有され、委託証拠金請求に応じるためだけに利用される。

(f) 投資収益

受取利息は、実効金利法を用いて、包括利益計算書において認識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却費用を計算し、関連する期間にわたり受取利息または支払利息を配分する方法である。実効金利は、見積将来支払額または受取額を金融商品の見積残存年数または適切な場合にはより短い期間にわたり金融資産または負債の正味帳簿価額まで割引く利率である。実効金利を計算する際には、本信託は金融商品の全ての契約条件(例えば早期償還のオプション)を考慮してキャッシュフローを見積もるが、将来の貸倒損失については考慮しない。かかる計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受される全ての費用(取引費用およびその他の全てのプレミアムまたはディスカウントを含む。)を含む。

受取配当金は、配当落ち期日において、費用として記録される、関連する外国の源泉徴収税とともに、認識される。

(g) 費用

責任法人の報酬、投資顧問報酬およびカストディアン兼アドミニストレーター報酬を含む全ての費用は、包括利益計算書において発生主義で認識される。

(h) 所得税

現行法においては、受益者が現在、本信託の収入を受領する権利を有しているため、本信託は所得税の対象とならない。

公正価値で保有される金融商品は、未実現のキャピタルゲインを包含する場合がある。かかるキャピタルゲインが実現した場合、本信託がキャピタルゲイン課税の対象とならないようにするために、キャピタルゲイン課税に服する当該部分は分配される。

実現したキャピタルロスには受益者に分配されず、いずれかの実現したキャピタルゲインと相殺されるために、本信託に留保される。実現したキャピタルゲインが実現したキャピタルロスを超過する場合には、その超過分は受益者に分配される。

税額控除の利益は、受益者に帰属する。

本信託は現在、幾つかの国で投資収益に対して源泉徴収税を賦課されている。かかる収益は包括利益計算書において、源泉徴収税の控除前の額で計上される。

(i) 分配

本約款に従って、本信託は分配可能な(課税)利益および責任法人により決定されたその他の金額を現金または再投資のいずれかの方法により受益者に分配する。分配は各年の12月末および6月末に支払可能であり、包括利益計算書において受益者に帰属する財務費用として認識される。

(j) 受益者に帰属する純資産の増減

分配されていない利益は、受益者に帰属する純資産に含まれる。受益者に帰属する純資産の変動は、包括利益計算書において受益者に帰属する財務費用として認識される。

(k) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

本信託の財務諸表に含まれる項目は、本信託が運用されている主要な経済環境における通貨(以下「機能通貨」という。)を用いて測定されている。これは、本信託がその資金を巡って競合し、規制を受ける経済圏の通貨である豪ドルである。豪ドルは本信託の表示通貨でもある。

(l) ブローカーへの貸付金/ブローカーからの借入金

ブローカーへの貸付金/ブローカーからの借入金の額は、契約締結はなされたが、期末において未だ引き渡されていない、売却した有価証券の未収金および購入した有価証券の未払金を表示する。取引は取引日に記録され、エクイティの場合には通常、3 営業日以内に決済される。ブローカーへの貸付金の減損に対する引当金は、本信託が関連するブローカーから全ての金額を回収できない客観的な証拠がある場合に設定される。ブローカーへの貸付金の減損の指標には、ブローカーの重要な財政上の危機、ブローカーが破産または財政再建をする蓋然性、および支払の不履行が含まれる。

(m) 未 収 金

未収金には、配当金および利息の金額が含まれる。配当金は支払を受領する権利が確定したときに計上される。利息は、報告期間終了時において前回支払時からの額が計上される。金額は、一般に未収金として計上されてから 30 日以内に受領される。

(n) 未 払 金

未払金は、報告期間終了時において本信託が負担する負債および未払費用を含む。

受益者は現在、本約款に基づき分配可能利益を受ける権利を有するので、報告期間終了時における受益者に対する未払分配額は、財政状態計算書において区別して認識される。

(o) 申込および償還

申込額は、責任法人のカストディアンに振り替えられる所定の証券の組合せの形態でなければならず、現金で全額を支払うことはできない。現物による申込に関連する証券の組合せは、原則として S&P/ASX 200 指数の特質を反映する。投資家は、受益証券をオーストラリア証券取引所 (ASX)における取引で購入することができる。

受益者は、オーストラリア在住資格者(PDS において定義される。)である場合に限り、受益証券の償還を受けることができ、本人として行為する証券会社である。投資家は ASX において取引することにより受益証券を売却することができる。

受益証券価格は、本信託の純資産を発行済受益証券数で除したものを基準にして決定される。受益証券価格の決定において、純資産は有価証券の報告された最終取引価額を用いて計算される。これらの価格は、相場と異なることがある。

(p) GST(物品サービス税)

第三者が本信託に提供した多様なサービスの費用(例えば、カスタディアン兼アドミニストレーター報酬、責任法人報酬、投資顧問報酬)に課される GST は、本信託の負担とされている。本信託は減額投入税額控除(RITC)の要件を満たしているため、責任法人報酬、投資顧問報酬、その他の費用は、オーストラリア税務署(ATO)から還付可能な GST を控除した後の純額として包括利益計算書に計上されている。未払金勘定は GST を含む。オーストラリア税務署から還付可能な GST の正味額は財政状態計算書の未収金の中に含まれている。GST に関連するキャッシュフローは総額でキャッシュフロー計算書に計上されている。

(q) 見積もりの使用

本信託は、報告された資産および負債の金額に次の会計年度において影響を及ぼすような見積もりおよび仮定をすることがある。見積もりは、継続的に評価され、歴史的経験および当該状況下で合理的であると考えられる将来の出来事の予測を含むその他の要因に基づいている。

本信託の金融商品の大部分について、相場価格は容易に入手することができる。

その他一定の金融商品(ブローカーへの貸付金額/ブローカーからの借入金額、未払金勘定および未払費用を含む。)においては、その即時換金可能性または短期の性質から、帳簿価額が公正価値に近似する。

(r) セグメント報告

事業セグメントは、他の事業セグメントとは異なるリスクとリターンの対象となるような商品またはサービスの提供に従事している資産および事業のグループごとに識別される。地理的なセグメントは、他の経済環境において運営されているセグメントとは異なるリスクとリターンの対象となっている特定の経済環境内で商品またはサービスが提供される場合に識別される。

責任法人の取締役会は、本信託のベンチマークの業績と比較して、セグメントの業績を検討する。

(s) 新会計基準および解釈

2014年6月30日の報告年度においては義務付けられず、本信託により早期適用はなされていない、いくつかの新会計基準および解釈が公表された。これらの新基準(本信託に関連する範囲に限る。)および解釈の影響についての取締役の評価は以下のとおりである。

- (i) AASB 第 9 号「金融商品(2009 年または 2010 年版)」、AASB 第 2009-11 号「AASB 第 9 第から生じるオーストラリア会計基準の修正」、AASB 第 2010-7 号「AASB 第 9 第から生じるオーストラリア会計基準の修正(2010 年 12 月)」、AASB 第 2012-6 号「オーストラリア会計基準の修正—AASB 第 9 号の強制適用日および移行開示」ならびに AASB 第 2013-9 号「オーストラリア会計基準の修正—概念的枠組み、重要性および金融商品」(2018 年 1 月 1 日発効)

AASB 第 9 号「金融商品」は、金融資産および金融負債の分類、測定および認識の中止を定める。なお、この基準は現在、ヘッジ基準に関して改定された規則をも導入している。この基準は、2018 年 1 月 1 日まで適用されないが、それより前に採用することができる。

本信託の金融商品は損益を通じた公正価値で測定されるため、取締役はこれが、本信託の金融商品の認識および測定に重大な影響を与えるとは予測していない。

認識の中止の規則は、従前の要件から変更されておらず、本信託はヘッジ会計を適用していない。

本信託は、AASB 第 9 号を採用する時期をまだ決めていない。

まだ効力が生じておらず、かつ現在または将来の報告期間において本信託および予測可能な将来の取引に重大な影響を与える可能性のあるその他の基準はない。

3 金融リスク・マネジメント

本信託は、その活動により、マーケット・リスク(プライス・リスクおよび金利リスクを含む。)、クレジットリスクならびに流動性リスクという様々な金融リスクにさらされている。

本信託の全般的なリスク・マネジメント・プログラムは本信託の商品開示書類の遵守を確保することに重点を置いており、本信託がさらされているリスクの水準で得られるリターンを最大化することを追求する。本信託は一定のリスク・エクスポージャーを修正するためにデリバティブ金融商品を利用することがある。金融リスク・マネジメントは、責任法人の取締役会(以下「取締役会」という。)によって承認された投資指図に基づき、投資顧問によって実行される。

本信託は、本信託がさらされている様々な種類のリスクを測定するために異なる手法を用いる。かかる手法には、マーケット・プライス・リスクの場合における感応度分析を含む。

(a) マーケット・リスク

(i) プライス・リスク

本信託は、オーストラリア証券取引所に上場している有価証券、現金商品およびデリバティブを含む様々な投資に投資している。本信託は、持分証券およびデリバティブ証券のプライス・リスクにさらされている。当該リスクは、信託の投資ポートフォリオの価値が相場価格の変動によって変動するということである。当該リスクは、経済的状況、技術的状況、政治的状況および法的状況ならびに心理的状況による影響を受け、それらの全てが変化しうる。これは、かかる市場で本信託が保有する資産の価格が下落する可能性があるということを示す。成長型の資産は通常、債券や現金のようなインカム産出型の資産よりも、より高いリスク/リターンの特性を有すると考えられている。

投資顧問は、本信託の投資のために明確に構築された投資指図に従うことによって、プライス・リスクを管理する。本信託のエクイティ投資は S&P/ASX 200 指数の構成銘柄であるが、銀行の現金預金は、スタンダード・アンド・プアーズによる格付けで、最低でも A1 以上のものである。デリバティブの利用は、本信託の総額の中で、少ない水準に制限されている。本信託の商品開示書類および投資指図の遵守は日々監視され、報告書は定期的に取締役会およびコンプライアンス委員会に提出される。

20 頁の表は、S&P/ASX 200 指数の合理的に予想される変動が本信託の純資産価値に与える影響を示しており、S&P/ASX 200 指数について 21%の上昇(2013 年は 23%)および 21%の下落

(2013年は23%)と算定されている(他の全ての変数が不変である場合)。

(ii) 外国為替リスク

外国為替リスクは、他の通貨建ての金融資産および金融負債の価額が為替相場の変化により変動するために生じる。

本信託はオーストラリアのみで運営し、本信託の資産および負債の大部分がオーストラリア通貨建てのため、本信託は重大な直接の外国為替リスクのエクスポージャーを有していない。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、金利変動が投資価値またはリターンにネガティブな影響を与えるリスクである。金利リスクは、本信託の基本的な投資戦略に従い管理される。

本信託の方針は、現金商品を本信託の評価額の5%以下に維持することである。

保有される現金商品の評価額の遵守は、日々監視され、定期的に取り締役会およびコンプライアンス委員会に報告される。

下記の表は、本信託の金利リスクへの直接のエクスポージャーを要約したものである。

2014年6月30日	変動金利 \$	固定金利 \$	無金利 \$	総額 \$
資産				
現金および現金同等物	33,882,374	-	-	33,882,374
委託証拠金勘定	4,022,136	-	-	4,022,136
未収金	-	-	21,701,991	21,701,991
損益を通じた公正価値で保有される金融資産	-	-	2,299,988,363	2,299,988,363
負債				
ブローカーからの借入金(証券買入債務)	-	-	Δ 337,972	Δ 337,972
未払金	-	-	Δ 1,342,516	Δ 1,342,516
未払分配金	-	-	Δ 45,337,725	Δ 45,337,725
純エクスポージャー	37,904,510	-	2,274,672,141	2,312,576,651

2013年6月30日	変動金利 \$	固定金利 \$	無金利 \$	総額 \$
資産				
現金および現金同等物	42,321,290	-	-	42,321,290
委託証拠金勘定	2,920,701	-	-	2,920,701
未収金	-	-	18,053,423	18,053,423
損益を通じた公正価値で保有される金融資産	-	-	2,086,154,522	2,086,154,522
負債				
ブローカーからの借入金(証券買入債務)	-	-	Δ 30,685	Δ 30,685
未払金	-	-	Δ 1,087,282	Δ 1,087,282
未払分配金	-	-	Δ 36,373,327	Δ 36,373,327
純エクスポージャー	45,241,991	-	2,066,716,651	2,111,958,642

満期ごとの金融負債の分析は、21頁の(d)に記載されている。

20頁の表は、将来のキャッシュフローにおける変化を通じた、本信託の営業利益および受益者に帰

属する純資産に対する金利の上昇/下落の影響を要約したものである。当該分析は、他の全ての変数が不変である場合に、金利が当年度末の利率から ± 200 ベーシスポイント(2013 年は ± 200 ベーシスポイント)変化するとの仮定に基づいている。かかる影響は主に、現金および現金同等物の公正価値の変動から生じたものである。

(b) 要約感応度分析

下記の表は、様々なマーケット・リスクに対する、本信託の営業利益および受益者に帰属する純資産の感応度を要約したものである。合理的に予想されるリスク変数の変動は、本信託の投資の関連するベンチマークおよび市場ボラティリティとの歴史的な相関を含む多くの要因を考慮して、経営陣が最も確からしいと考える推定値に基づき決定されている。しかし、リスク変数の実際の変動は、経済、市場および本信託が投資する有価証券のパフォーマンスの変動から生じる、非常に大きなマーケット・ショックを含む様々な要因により、予期されたものを上回ることも、またこれを下回ることもある。結果として、リスク変数の過去の変動は、リスク変数の将来の変動の明確な指標とはいえない。

	プライス・リスク		金利リスク	
	-21%	+21%	-200bps	+200bps
	\$	\$	\$	\$
2014年6月30日	Δ 484,064,526	484,064,526	Δ 758,090	758,090
2013年6月30日	Δ 484,810,043	484,810,043	Δ 904,840	904,840

2013年6月30日の感応度の要因は、プライス・リスクの $\pm 23\%$ および金利リスクの ± 200 bpsであった。

マーケット・リスクから生じる受益者に帰属する純資産の増加/減少の影響を判断するにあたり、責任法人は、仮定において合理的に予想される変動を判断するために、市場情報に基づいて、過去の期間および将来予想されるポートフォリオの変動を検討している。

(c) クレジットリスク

クレジットリスクは主に、デリバティブ商品への投資から生じる。その他のクレジットリスクは現金および現金同等物、銀行およびその他の金融機関への預金ならびにブローカーへの貸付金額から生じる。かかる資産のどれもが、不良化しておらず、また、不良化せずに期日を徒過してもいない。

クレジットリスクとは、契約相手が、契約上の債務の、全部または一部を履行しないリスクである。クレジットリスクは主に以下により管理される。

- ・ 契約相手について、それぞれの与信上限とあわせて、投資顧問の基準に従い承認された者とすること
- ・ 取引を幅広い契約相手と行うようにすること

デリバティブ金融商品においては、投資顧問は、デリバティブ商品に対する本信託の最大限のエクスポージャーを、常に15%を上限とする制限を設けている。

本信託の指図の遵守は、日々監視され、定期的に取り締役会およびコンプライアンス委員会に報告さ

れる。

各報告期間期末現在のクレジットリスクに対する最大のエクスポージャーは、金融資産の帳簿価額である。

本信託の証券取引に関する清算および預託業務は、主に 1 社の取引先、すなわちステート・ストリート・オーストラリア・リミテッド(State Street Australia Limited)に集中している。2014 年 6 月 30 日現在、ステート・ストリート・オーストラリア・リミテッドは、A の信用格付を取得している(2013 年も A)。2014 年 6 月 30 日現在、現金および投資のほぼ全額が、ステート・ストリート・オーストラリア・リミテッドにより保護預かりされている。

(d) 流動性リスク

本信託は、受益者による償還可能な受益証券の償還は、現物の資産譲渡により行われ、現金で全額が支払われることがないので、重大な流動性リスクのエクスポージャーを有していない。

本信託の上場有価証券は、それらがオーストラリア証券取引所に上場されているので、即時換金可能と考えられる。

本信託は、随時、組織された取引所で取引されず、流動性を欠くことがある店頭で取引されるデリバティブ契約に投資することがある。その結果として、本信託は、換金の要請に応じるため、または特定の発行体もしくは契約相手の信用度の低下のような特定の事由に対応するために、これらの投資を、その公正価値に近い金額で速やかに換金することができない可能性がある。期末においてこのような投資は有していなかった。

(i) デリバティブ以外の金融負債の満期

下記の表は本信託のデリバティブ以外の金融負債を、期末時点における最も早く到来する契約上の満期日までの残存期間に基づき、関連する満期により分類して分析したものである。表中の金額は契約上のディスカウント前のキャッシュフローである。

	1ヶ月未満 \$	1ヶ月- 6ヶ月 \$	6ヶ月- 12ヶ月 \$	12ヶ月超 \$	満期日のない もの \$
2014年6月30日現在					
ブローカーからの借入金(証券買入債務)	337,972	-	-	-	-
未払金	1,342,516	-	-	-	-
未払分配金	45,337,725	-	-	-	-
受益者に帰属する純資産	2,312,576,651	-	-	-	-
契約上のキャッシュフロー (決済済みのデリバティブの純額を除く。)	2,359,594,864	-	-	-	-

	1ヶ月未満 \$	1ヶ月- 6ヶ月 \$	6ヶ月- 12ヶ月 \$	12ヶ月超 \$	満期日のない もの \$
2013年6月30日現在					
ブローカーからの借入金(証券買入債務)	30,685	-	-	-	-
未払金	1,087,282	-	-	-	-
未払分配金	36,373,327	-	-	-	-
受益者に帰属する純資産	2,111,958,642	-	-	-	-
契約上のキャッシュフロー (決済済みのデリバティブの純額を除く。)	2,149,449,936	-	-	-	-

下記の表は、本信託の投資戦略に基づくキャッシュフローの時期を理解する上で契約上の満期が不可欠だと考えられる本信託の決済済みのデリバティブ商品の純額を分析したものである。

	1ヶ月未満 \$	1ヶ月- 6ヶ月 \$	6ヶ月- 12ヶ月 \$	12ヶ月超 \$	満期日のない もの \$
2014年6月30日現在					
決済済みのデリバティブの純額 オーストラリア株価指数先物	-	2,271	-	-	-
2013年6月30日現在					
決済済みのデリバティブの純額 オーストラリア株価指数先物	-	168,373	-	-	-

4 金融資産および金融負債の相殺

認識額を相殺する法的執行力のある権利があり、純額ベースで決済する意向がある場合、または金融資産の計上と金融負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺され、財政状態計算書上に純額で計上される。財政状態計算書上で相殺されている金融資産および負債の総額および純額は、下記の表の最初の3つの項目で開示されている。

金融資産	財政状態計算書上の相殺の影響			相殺されていない関連金額		
	金融資産の 総額	財政状態計 算書上の相	財政状態計 算書で表示	基本相殺契 約中の金額	受領担保	純額

	殺の総額		されている 金融資産の 純額			
	\$	\$		\$	\$	\$
2014年6月30日						
デリバティブ金融商品(i)	2,271	-	2,271	-	-	2,271
合計	2,271	-	2,271	-	-	2,271
2013年6月30日						
デリバティブ金融商品(i)	168,373	-	168,373	-	-	168,373
合計	168,373	-	168,373	-	-	168,373

5 公正価値測定

本信託は、経常的に発生する下記の資産および負債を公正価値で測定し、認識する。

- ・ 損益を通じた公正価値で保有する金融資産/負債(FVTPL)(注記7を参照のこと。)
- ・ 取引目的で保有する金融資産/負債(注記7を参照のこと。)
- ・ デリバティブ金融商品(注記8を参照のこと。)

本信託には、当期報告期間において非経常的に発生する、公正価値で測定される資産または負債はない。

AASB第13号は、下記の公正価値ヒエラルキーのレベルにより公正価値測定の開示を要求している。

- 同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格(修正前)(レベル1)
- レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または間接的に観察可能なもの(レベル2)
- 観察可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット(観察不能なインプット)(レベル3)

(i) 活発な市場における公正価値(レベル1)

活発な市場において取引される金融資産および金融負債の公正価値は、報告期間期末における相場価格を基準とし、将来の見積売却費用を控除しない。金融資産は最終の買呼値で値付けされ、金融負債は最終の提示価額売呼値で値付けされる。

本信託は、財政諸表の注記2に記載されている会計方針に従って、その投資額を評価する。かかる投資額の大部分において、本信託は、その投資額の算定のための独立算定サービスにより提供される情報に依存している。

本信託が保有する金融資産について用いられる相場価格は、現在の買呼値であり、金融負債の適切な市場価格は現在の売呼値である。本信託が、市場リスクと相殺されるデリバティブを保有する場合は、相殺関係にあるリスク・ポジションの公正価値を測定する基準として、中間市場価格が用いられ、必要に応じてかかる買呼値または売呼値がネット・オープン・ポジションに適用される。

相場価格が、証券取引所、ディーラー、ブローカー、経済団体、算定サービスまたは規制当局から容易に定期的に入手可能な場合、金融商品は、活発な市場において相場であるとみなされ、

かかる価格は、実際に定期的に発生する独立当事者間ベースの市場取引に相当する。

(ii) *活発でない市場または非上場市場における公正価値(レベル2およびレベル3)*

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。これらには、直近の独立当事者間の市場取引、実質的に類似しているその他の商品の現在の公正価値の参照、ディスカウントキャッシュフロー技法、オプション評価モデルまたはその他の実際の市場取引において得られる確実な予定価格を導く評価技法の利用を含む。

ディスカウントキャッシュフロー技法が用いられる場合には、将来の見積キャッシュフローは、経営陣が最も確からしいと考える推定値に基づいており、用いられるディスカウント率は、類似した条件の商品に適用される報告期間終了時における市場相場である。

その他の算定モデルにおいて、インプットは報告期間終了時における市場データに基づいている。非上場の持分投資は、可能な場合には、発行体特有の事情を勘案して調整された、類似の上場企業に適用される株価収益率を用いて見積もられる。

上場投資でないデリバティブの公正価値は、現在の市況(ボラティリティおよび妥当なイールド・カーブ)および取引先の信用力を考慮した上で、報告期間終了時において契約を終了させるために本信託が受け取るまたは支払う額において見積もられる。先物契約の公正価値は、評価日時点の適切な市場相場でディスカウントされた将来の見積キャッシュフローの正味現在価値として決定される。

その他の非上場ユニット・トラストへの投資は、当該ユニット・トラストの投資顧問により報告された1口当たりの償還価値で記録される。

これらのモデルへのインプットの中には、市場での観測が不可能なものがあり、したがって、仮定に基づいて見積もられる。

モデルのアウトプットは常に、確実性を伴って決定することができない価値の見積または概算であり、用いられる評価技法は本信託が占める地位に関する全ての要因を完全に反映することができない。それゆえ、評価は、流動性リスクおよび取引先リスクを含めた追加的な要因を斟酌して、必要に応じて調整される。

認識される公正価値の測定

下記の表は、2014年6月30日および2013年6月30日現在で、公正価値ヒエラルキーに従い公正価値で測定された本信託の金融資産および金融債務(種類別)を示している。

2014年6月30日	レベル1 \$	レベル2 \$	レベル3 \$	総額 \$
金融資産				
取引目的で保有する金融資産：				
デリバティブ	2,271	-	-	2,271
損益を通じた公正価値で指定された金融資産：				
エクイティ証券	2,299,986,092	-	-	2,299,986,092
合計	2,299,988,363	-	-	2,299,988,363
2013年6月30日	レベル1 \$	レベル2 \$	レベル3 \$	総額 \$
金融資産				
取引のために保有される金融資産：				
デリバティブ	168,373	-	-	168,373
損益を通じた公正価値で指定された金融資産：				
持分有価証券	2,085,986,149	-	-	2,085,986,149
合計	2,086,154,522	-	-	2,086,154,522

本信託の方針は、報告期間終了時点における公正価値ヒエラルキーに対する振替および公正価値ヒエラルキーからの振替を認識することである。

(iii) レベル間の振替

2014年および2013年において、公正価値ヒエラルキーのレベル間での変更は行われていない。

(iv) レベル3の商品の推移

2014年6月30日および2013年6月30日現在、本信託にレベル3に区分された投資はない。

(v) その他金融商品の公正価値

本信託は、財政状態計算書において、公正価値で測定されなかった金融商品は保有していない。短期という性質上、未収金および未払金の帳簿価額は公正価値に近似すると推定される。

6 損益を通じた公正価値で保有される金融商品における純利益(損失)

損益を通じた公正価値で保有される金融商品に関して認識された純利益(損失)は、以下のとおりである。

	年度終了日	
	2014年6月30日 \$	2013年6月30日 \$
金融資産		
取引のために保有される金融資産の純利益(損失)	5,628,814	7,160,208
損益を通じた公正価値として指定された金融資産の純利益(損失)	243,920,506	324,196,838
損益を通じた公正価値で保有される金融資産の純利益(損失)合計	<u>249,549,320</u>	<u>331,357,046</u>
金融負債		
取引のために保有される金融負債の純利益(損失)	△2,265,835	△3,111,546
損益を通じた公正価値で保有される金融負債の純利益(損失)	△2,265,835	△3,111,546
損益を通じた公正価値で保有される金融商品の純利益(損失)合計	<u>247,283,485</u>	<u>328,245,500</u>

7 損益を通じた公正価値で保有される金融資産

	時点	
	2014年6月30日 \$	2013年6月30日 \$
取引のために保有されるもの		
デリバティブ(注記9)	2,271	168,373
取引のために保有されるものの合計	<u>2,271</u>	<u>168,373</u>
損益を通じた公正価値として指定されたもの		
持分有価証券	2,299,986,092	2,085,986,149
損益を通じた公正価値として指定されたものの合計	<u>2,299,986,092</u>	<u>2,085,986,149</u>
損益を通じた公正価値で保有される金融資産の合計	<u>2,299,988,363</u>	<u>2,086,154,522</u>

損益を通じた公正価値で保有される金融資産に関連するリスク・エクスポージャーの概要は、注記3に記載されている。

重要な投資

本信託の投資総額の5%以上を占める投資は、以下に示すとおりである。

2014年

証券銘柄	主な業務	本信託の投資に	
		公正価値合計	対する百分率割合
		\$	%
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	銀行および金融	226,403,097	9.84
BHP ビリトン・リミテッド	鉱業	198,912,315	8.65
ウェストパック・バンキング・コーポレーション	銀行および金融	181,862,758	7.91
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ	銀行および金融	157,909,607	6.87
ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	銀行および金融	133,212,216	5.79

2013年

証券銘柄	主な業務	本信託の投資に	
		公正価値合計	対する百分率割合
		\$	%
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	銀行および金融	198,253,394	9.50
BHP ビリトン・リミテッド	鉱業	179,253,572	8.59
ウェストパック・バンキング・コーポレーション	銀行および金融	159,653,463	7.65
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ	銀行および金融	139,614,276	6.69
ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	銀行および金融	123,779,917	5.93
テルストラ・コーポレーション・リミテッド	遠距離通信	105,495,090	5.06

8 デリバティブ金融商品

通常の事業経過の中で、本信託は一定のリスクを有する様々なデリバティブ金融商品の取引を行っている。デリバティブとは、将来の一定の日に決済され、その価値が特定の金利、金融商品の価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格もしくは率の指数、信用格付け、信用指数またはその他の変数の変化に反応して変化する金融商品またはその他の契約である。

デリバティブ金融商品は、当初純投資が不要であるか、または市場要因の変化に類似の反応が予想されるその他の種類の契約と比べて小さな当初純投資が必要となる。

デリバティブ取引には先渡、先物、オプションおよびスワップなどの多様な金融商品が含まれる。デリバティブは投資プロセスの一環と考えられており、デリバティブの利用は、本信託のポートフォリオ管理に必要な不可欠な部分をなすものである。デリバティブは個別に管理されるものではない。よって、デリバティブの利用には多面性があり、次のような利用が含まれる。

- ・ 本信託の資産または負債を相場変動から守り、またはボラティリティを下げることへのヘッジ
- ・ 現物有価証券取引の代替
- ・ 投資戦略において定められたパラメーター内への資産エクスポージャーの調整、および固定金利ポートフォリオのデュレーションまたはキャッシュポートフォリオの加重平均満期の調整

デリバティブは、取引目的で用いられるが、ポートフォリオにギアリング(またはレバレッジ)を効かせる目的では用いられない。ポートフォリオのギアリングは、マーケットに対するエクスポージャーの水準が本信託の原資産の価値を超過した場合に生じる。

本信託は、以下のデリバティブ商品を有している。

(a) 先物

先物とは、将来の一定の日に、組織的市場で定められた特定の価格で金融商品を売買する契約上の義務である。先物契約は、現金または市場性のある有価証券により担保される。先物契約の価値の変化は、日々の為替相場により決定される。指数先物とは、将来の一定の日において、特定の価格で、組織的金融市場で定められた指数の変化に基づく正味額を受け取るまたは支払う契約上の義務である。

当期末の本信託のデリバティブ金融商品は以下に詳述される。

2014年6月30日	契約/想定 \$	公正価値	
		資産 \$	負債 \$
オーストラリア株価指数先物	5,083,079	2,271	-
	<u>5,083,079</u>	<u>2,271</u>	<u>-</u>

2013年6月30日	契約/想定 \$	公正価値	
		資産 \$	負債 \$
オーストラリア株価指数先物	21,883,604	168,373	-
	<u>21,883,604</u>	<u>168,373</u>	<u>-</u>

リスク・エクスポージャーおよび公正価値測定

信用リスク、外国為替および金利リスクに対する本信託のエクスポージャーに関する情報ならびに公正価値の決定に用いる手法および仮定に関する情報は、財務諸表の注記3に記載されている。報告期間期末における信用リスクに対する最大エクスポージャーは、上記に開示される各種類のデリバティブ商品の帳簿価額である。

9 受益者に帰属する純資産

当年度中の口数および受益者に帰属する純資産の推移は以下のとおりである。

	年度終了日			
	2014年6月30日 口数	2013年6月30日 口数	2014年6月30日 \$	2013年6月30日 \$
期首残高	47,051,346	51,538,531	2,111,958,642	1,975,357,409
申込	3,500,000	4,800,000	175,707,522	207,770,525
償還	Δ4,800,000	Δ9,600,000	Δ231,125,567	Δ414,303,391
分配の再投資の際に発行された受益証券	275,022	312,815	12,988,138	13,128,606
受益者に帰属する純資産の増加/(減少)	-	-	243,047,916	330,005,493
期末残高	<u>46,026,368</u>	<u>47,051,346</u>	<u>2,312,576,651</u>	<u>2,111,958,642</u>

本信託の約款に規定されているとおり、受益証券1口は、資産全体より負債を控除した額に対し、均等・不分割・確定かつ取消不能の持分を付与するものである。受益証券には種類はなく、各受益証券には本信託

のその他全ての受益証券と同様の権利が付与されている。

キャピタル・リスク・マネジメント

受益者に帰属する純資産は負債として分類されるにもかかわらず、本信託は受益者に帰属する純資産を資本として考えている。受益者に帰属する純資産額は、本信託が受益者の裁量により申込および償還を日々受けるため、日々著しく変化しうる。

日々の申込および償還は、責任法人により、日々、本信託の原資産の流動性に関連して検討される。本約款の条件に従い、責任法人は、裁量を行使することが受益者の最善の利益となる場合に、受益証券の申込を拒絶し、受益証券の償還を遅らせるかまたは調整する裁量を有する。

未実現キャピタル・ゲイン

報告日現在、実現した場合には、実現キャピタル・ロスと相殺後に課税対象となる本信託の未実現課税キャピタル・ゲインの純額は 178,446,138 ドル(2013 年度は 65,320,275 ドル)である。

実現キャピタル・ロス

2014 年 6 月 24 日の分配金計算日現在、本信託の実現キャピタル・ゲインは 50,175,480 ドル(2013 年度は 46,180,195 ドル)であり、これらは受益者に分配された。

現物分配された実現キャピタル・ゲイン

償還を行う受益者に対して現物による資産償却の形で分配される本信託の実現キャピタル・ゲインは 46,277,904 ドル(2013 年度は 23,090,150 ドル)であった。

10 受益者への分配金

当年度の分配金は以下のとおりである。

	年度終了日			
	2014 年 6 月 30 日 \$	2014 年 6 月 30 日 1 口当たりセント 表記(CPU)	2013 年 6 月 30 日 \$	2013 年 6 月 30 日 1 口当たりセント 表記(CPU)
支払分配金	56,063,891	124.92	55,761,243	115.31
未払分配金	45,337,725	98.50	36,373,327	77.31
分配金合計	<u>101,401,616</u>	<u>223.42</u>	<u>92,134,570</u>	<u>192.62</u>

11 現金および現金同等物

	時点	
	2014 年 6 月 30 日 \$	2013 年 6 月 30 日 \$
銀行預金	<u>33,882,374</u>	<u>42,321,290</u>

2014 年 6 月 30 日時点で、本口座は、2.25%(2013 年は 0.25%)の変動金利が付されていた。

12 利益/(損失)から営業活動による純資金流入/(純資金流出)への調整

(a) 利益/(損失)から営業活動による純キャッシュインフロー/(純キャッシュアウトフロー)への調整

	2014年6月30日現在 \$	2013年6月30日現在 \$
年間利益/(損失)	-	-
受益者に帰属する純資産の増加/(減少)	243,047,916	330,005,493
受益者への分配金	101,401,616	92,134,570
損益を通じた公正価値で保有される金融商品の売却による収入	85,251,746	76,642,536
損益を通じた公正価値で保有される金融商品の購入	△104,734,220	△84,586,110
損益を通じた公正価値で保有される金融商品による純利益/(損失)	△247,283,485	△328,245,500
再投資された受取分配金	△2,178,641	-
未収金の純変動額	△3,648,567	△284,331
未払金の純変動額	255,234	180,456
委託証拠金勘定でのブローカーから受領した(ブローカーに支払った)額	△1,101,434	5,603,551
営業活動による純キャッシュインフロー/(純キャッシュアウトフロー)	71,010,165	91,450,665

(b) 現金収支を伴わない金融活動

当年度中、現物による資産譲渡によって応じられた申込	175,707,522	207,770,525
当年度中、現物による資産譲渡によって応じられた償還	231,125,567	414,303,391
当年度中、分配金再投資計画の下に受益証券の発行によって行われた分配金支払	12,988,138	13,128,606

13 監査役の報酬

当年度中、以下の費用が本信託の監査役により提供されたサービスに対して既に支払われ、または支払われる。

	年度終了日	
	2014年6月30日 \$	2013年6月30日 \$
プライスウォーターハウスクーパースのオーストラリア事務所		
<i>監査業務およびその他の保証業務</i>		
財務諸表の監査およびレビュー	20,880	22,201
コンプライアンス・プランの監査	1,087	1,156
監査業務およびその他の保証業務の報酬合計	21,967	23,357
<i>税務業務</i>		
税務コンプライアンス業務	12,020	14,000
税務業務の報酬合計	12,020	14,000
プライスウォーターハウスクーパースの報酬合計	33,987	37,357

2014年および2013年においては、投資顧問が本信託に代わり監査役の報酬を支払っている。

14 未収金

	時点	
	2014年6月30日現在	2013年6月30日現在
	\$	\$
未収利息	67,631	5,653
未収配当金	21,552,513	17,959,906
その他の未収金	81,847	87,864
	<u>21,701,991</u>	<u>18,053,423</u>

15 未払金

	時点	
	2014年6月30日現在	2013年6月30日現在
	\$	\$
未払管理費用	512,237	394,222
その他の未払金	830,279	693,060
	<u>1,342,516</u>	<u>1,087,282</u>

16 関連当事者取引

責任法人

本信託の責任法人は、SSgA, ASLである。責任法人の最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(米国で設立)である。

本約款の規定に従い、責任法人は、純資産価値の0.50%(2013年度は年率0.50%)の報酬を受け取ることができる。かかる報酬は、日々計算され、毎月末から7日以内に支払われる。商品開示書類によると、責任法人は、2014年中、純資産価値の0.011%(2013年度は年率0.011%)のみ請求した。

重要な経営者

当会計年度中にSSgA, ASLの取締役であった者を含む、重要な経営者は以下のとおりである。

Jonathan Shead

Susan Darroch

James MacNevin

重要な経営者の受益証券保有

SSgA, ASLの重要な経営者が保有する本信託の受益証券は以下のとおりである。

2014年6月30日

受益者	期首において 保有する受益 証券の口数 (口)	期末において 保有する受益 証券の口数 (口)	投資の公正価値 (\$)	保有持分 (%)	取得した 受益証券 の口数 (口)	処分した 受益証券 の口数 (口)	本信託により 支払われた/ 支払われる 分配金 (\$)
James MacNevin	2,124	2,145	107,808	0.001	21	-	4,690
Susan Darroch	465	485	24,376	0.001	20	-	1,069

2013年6月30日

受益者	期首において 保有する受益 証券の口数 (口)	期末において 保有する受益 証券の口数 (口)	投資の公正価値 (\$)	保有持分 (%)	取得した 受益証券 の口数 (口)	処分した 受益証券 の口数 (口)	本信託により 支払われた/ 支払われる分 配金 (\$)
James MacNevin	2,103	2,124	95,389	-	21	-	3,801
Susan Darroch	446	465	20,883	-	19	-	812
Robert Goodlad	5,114	500	-	-	86	4,700	-

重要な経営者の報酬

重要な経営者の報酬は、SSgA, ASLによって支払われる。本信託から SSgA, ASL に対してなされる支払は、重要な経営者の報酬の補償に帰属するいかなる金額も含まない。

重要な経営者の貸付の開示

本信託は、報告期間中、重要な経営者または彼らの個人的な関連法人に対し、直接的にまたは間接的に、何らかの貸付をし、貸付の保証をし、または貸付への担保提供をしていない。

本信託におけるその他の取引

本注記で開示されている取引の記載のほか、重要な経営者のうち、当会計年度中に本信託と重要な契約を締結した者はおらず、期末に存在する取締役の利益に関連する重要な契約もなかった。

投資顧問の報酬および関連当事者によって提供されるその他取引の報酬

本信託の投資顧問は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・リミテッド(State Street Global Advisors Australia, Limited)である。投資顧問の最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(米国で設立)である。

当年度中に、投資顧問報酬の上限は年率 0.275%(2013 年度は 0.275%)とされた。かかる上限は、本信託の業務手数料および費用について支払う GST と RITC の利益も斟酌している。

当年度中、本信託の営業費用および経費の年間総額(間接費用比率)の上限は年率 0.286%(2013 年度は年率 0.286%)とされた。

本信託のカストディアン兼アドミニストレーターは、ステート・ストリート・オーストラリア・リミテッド(State Street Australia Limited)である。カストディアンの最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(米国で設立)である。

関連当事者との取引は全て、通常の取引条件の下で行われる。本信託と責任法人、投資顧問およびカストディアン兼アドミニストレーター間の当年度中の取引および当期末の支払金額は、以下のとおりであった。

	2014年6月30日現在	2013年6月30日現在
	\$	\$
当年度の責任法人報酬	238,808	223,763
当年度の投資顧問報酬	5,323,295	5,009,573
当年度のカストディアン兼アドミニストレーター報酬	840,199	883,563
当年度の関連当事者取引の手数料	38,612	128,971
報告期間期末現在、責任法人/投資顧問/カストディアン兼アドミニストレーターに対する未払金の総額	616,065	481,361

本信託は、当年度中、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)に独立当事者間取引の商業利率による口座を有していた。2014年6月30日現在、当該口座は33,882,374ドル(2013年度は42,321,290ドル)であった。

関連当事者の受益証券保有

本信託の関連当事者(SSgA, ASL、その関連当事者および SSgA, ASL が運用するその他のスキームを含む。)は、以下のとおり本信託の受益証券を保有していた。

2014年6月30日

受益者	期首において保有する受益証券の口数(口)	期末において保有する受益証券の口数(口)	投資の公正価値(\$)	保有持分(%)	取得した受益証券の口数(口)	処分した受益証券の口数(口)	本信託により支払われた/支払われる分配金(\$)
ステート・ストリート・グローバル・アド・ハイ・パース	1	1	50	-	-	-	-

2013年

受益者	期首において保有する受益証券の口数(口)	期末において保有する受益証券の口数(口)	投資の公正価値(\$)	保有持分(%)	取得した受益証券の口数(口)	処分した受益証券の口数(口)	本信託により支払われた/支払われる分配金(\$)
ステート・ストリート・グローバル・アド・ハイ・パース	1	1	44.91	-	-	-	-

投 資

当年度中、本信託は、SSgA, ASL、その関連当事者および SSgA, ASL が運用するその他のファンドに対して、いかなる投資も保有しなかった(2013年度は該当なし。)

17 セグメント情報

本信託はひとつのセグメントに組織されており、オーストラリア国内で投資顧問業務のみを行う。

本信託は、オーストラリア国内で業務を行い、オーストラリア国内で投資を保有する。

18 後発事象

2014年6月30日現在の財政状態計算書において開示される本信託の財政状態または同日に終了した年度の本信託の経営成績およびキャッシュフローに影響を及ぼすような重大な事象は、報告期間終了以降生じていない。

19 偶発資産および偶発負債ならびにコミットメント

2014年6月30日現在および2013年6月30日現在、いかなる偶発資産、偶発負債またはコミットメントも存在していない。

取締役の宣言

下記の内容の取締役の宣言が出ている。

記

責任法人の取締役の意見において、

- (a) 6 頁ないし 34 頁に記載する本信託の財務諸表および注記は、2001 年会社法に準拠しており、
 - (i) オーストラリアの会計基準、2001 年会社規則(Corporations Regulations)およびその他の専門家による義務的報告要件に準拠し、
 - (ii) 2014 年 6 月 30 日現在の本信託の財政状態および同日に終了した会計年度における業績に関する真実かつ公正な見解を示している。
- (b) 本信託は債務を満期時に支払うことができると考える合理的根拠がある。
- (c) 注記 2(a)において、財務諸表が国際会計基準審議会が公表する国際財務報告基準を遵守していることが確認されている。

本宣言は、取締役会決議に基づいてなされた。

(署名)

James MacNevin

取締役

シドニーにて

2014 年 8 月 26 日

SPDR S&P/ASX 200 ファンドの受益者に対する独立監査人の監査報告書

下記の内容の独立監査人の監査報告書が出ている。

記

財務報告書に関する報告

当職らは、SPDR S&P/ASX 200 ファンド(登録済スキーム)の2014年6月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要、その他の注記および取締役の宣言からなる財務報告書を監査した。

財務報告書に対する取締役の責任

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービシズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited)(責任法人)の取締役は、オーストラリア会計基準(オーストラリア会計解釈を含む。)および2001年会社法に従って真実かつ公正な見解を示す財務報告書の作成ならびに重大な虚偽表示のない(その原因が不正または誤謬であるかは問わない。)財務報告書の作成を可能とするのに取締役が必要と判断する内部統制に、責任を負っている。注記2において、取締役は、会計基準AASB 101「財務諸表の表示」に従い、財務諸表が国際財務報告基準を遵守することになるものであるとも述べている。

監査人の責任

当職らの責任は、当職らの監査に基づき、この財務報告書について意見を表明することである。当職らは、オーストラリア監査基準に従い監査を実施した。これらの監査基準は、当職らが監査を受任するに当たっての倫理上の要件を遵守することならびに財務報告書に重大な虚偽表示がないかどうかについての合理的な確証を得るために監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務報告書の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することが含まれている。選択された手続は、財務報告書の重大な虚偽表示(その原因が不正または誤謬であるかは問わない。)についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存している。こうしたリスク評価を実施するに当たり、監査人は、その事業体の内部統制の有効性に関する意見を表明するという目的のためではなく、状況の中で適切である監査手続を策定するために、その事業体の財務報告書の作成および公正な表示に関連した内部統制を検討する。監査にはまた、財務報告書の全般的な表示の評価に加えて、用いられた会計方針の妥当性および取締役により作成された会計上の見積もりの合理性の評価が含まれる。

当職らは、当職らが得た監査証拠は、当職らの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考え

独立性

当職らは、監査の遂行において、2001年会社法の独立性要件を遵守した。

監査意見

当職らの意見では、

- (a) 本信託の財務報告書は、2001 年会社法に従っており、
 - (i) 2014 年 6 月 30 日現在の登録済スキームの財政状態および同日に終了した年度の業績に関して、真実かつ公正な見解を示しており、
 - (ii) オーストラリア会計基準(オーストラリア会計解釈を含む。)および 2001 年会社規則を遵守しており、
- (b) 登録済スキームの財務諸表はまた、注記 2 において開示されているとおり、国際財務報告基準を遵守している。

監査済みの財務報告書の電子表示に関する事項

本監査人の報告書は、責任法人のウェブ・サイトに掲載されている SPDR S&P/ASX 200 ファンド(登録済スキーム)の 2014 年 6 月 30 日に終了した年度の財務報告書に関連するものである。責任法人の取締役は、当該ウェブ・サイトの完全性について責任を負う。当職らは、当該ウェブ・サイトの完全性について報告することは依頼されていない。監査人の報告書は、上記の財務報告書についてのみを参照している。監査人の報告書は、これらの書類にハイパーリンクしている可能性あるいはこれらの書類からハイパーリンクされている可能性のあるその他のいかなる情報についても意見を述べるものではない。本報告の使用者で、電子データ通信から生じる特有のリスクを懸念される方は、監査済みの財務報告書および当該ウェブ・サイト上の情報を確認するために、監査済みの財務報告書のハード・コピーを参照されたい。

プライスウォーターハウスクーパース²

(署名)

Darren Ross

パートナー

シドニーにて

2014 年 8 月 26 日

² プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers) ABN 52 780 433 757
Darling Park Tower 2, 201 Sussex Street, GPO BOX 2650, SYDNEY NSW 1171
DX 77 Sydney, Australia
電話番号 +61 2 8266 0000, ファクシミリ +61 2 8266 9999, www.pwc.com/au
職業基準法の下で承認されたスキームにより責任が制限されている。

コーポレートガバナンス報告書

SPDR S&P/ASX 200 ファンド(以下「本信託」といいます。)は、2001 年会社法(Cth)(以下「会社法」という。)に基づく、登録された管理投資スキーム(以下「本スキーム」という。)である。したがって、本信託および本信託を運用する者に適用される特有の規定が存在するが、これは投資家保護の強化を意図したものである。

本スキームの責任法人(以下「責任法人」という。)は、本スキームを運用し、本スキームの約款および会社法によって付与された職務を遂行しなければならない。また責任法人は、一または複数の代理人を指名し、責任法人に代わって様々な職務を遂行させることができる。責任法人の主な義務は、以下のとおりである。

- ・ 誠実に行動すること
- ・ 注意義務を果たすこと
- ・ 受益者の最善の利益に適うよう行動し、受益者と自己の間に利益相反がある場合には、受益者の利益を優先させること
- ・ 同種の利益を保持する受益者を平等に扱い、異なる種類の利益を保持する受益者を公平に扱うこと
- ・ 責任法人であることにより取得した情報を、以下の目的のために利用しないこと
 - 自己または他人のために不当な利益を得るため
 - 本スキームの受益者に対して不利益を生ぜしめるため
- ・ 本スキームの財産を、財産の性質にとって適切な一定の間隔をおいて評価させること
- ・ 本スキームの財産からの全ての支払を、本スキームの約款および会社法に従って行わせること
- ・ 本スキームに関連し、かつ受益者の利益に重大な悪影響を与えたかまたはその虞がある会社法の違反を、当該違反の発見後可及的速やかに ASIC に対して報告すること
- ・ その他本スキームの約款により責任法人に付与された義務のうち、会社法と矛盾しない義務を履行または遵守すること。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービスズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited)(以下「SSgA, ASL」という。)は、本信託の責任法人である。SSgA, ASL は、本信託の投資顧問たるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia, Limited)(以下「SSgA」という。)の完全所有子会社である。

SSgA, ASL は、ASX のコーポレートガバナンス評議会(ASX Corporate Governance Council)の適切なコーポレートガバナンス原則および最良実務勧告(Principles of Good Corporate Governance and Best Practice Recommendations)に精通している。本セクションでは、SSgA, ASL が本信託の責任法人として本信託に適用することになる、主たるコーポレートガバナンスの実務を記載する。

取締役会

責任法人のコーポレートガバナンスの責任は、SSgA, ASL の取締役会(3 名の社内取締役で構成される。以下「責任法人の取締役会」という。)に帰属する。会社法は、責任法人の取締役会のほか、責任法人の取締役のうち、社外取締役が半数未満の場合には、過半数を社外構成員とするコンプライアンス委員会の設立を要求している。SSgA, ASL は、過半数を独立した構成員とするコンプライアンス委員会(会社法に基づく特定の義務を有する。)を組織しており、その詳細は以下に述べる。責任法人の取締役会が社内取締役で構成されているため、コンプライアンス委員会が独立の義務を遂行する。

取締役の氏名は、財務報告書 2 頁に記載されている。これらの取締役は、資金運用業、責任法人および本信託に関連して、広範な経験と専門知識を積んでおり、責任法人の取締役会に、様々な商業上の資格および技能を相互補完的に提供している。

責任法人の取締役会に選任された取締役は現在親会社である SSgA の有給従業員であるため、責任法人の取締役会のための指名委員会は設置されていない。

責任法人の取締役会は、本信託の受益者の利益のために本信託を運営し、かつ本信託が本信託の約款、その他の提供書類および会社法に従った活動を行うことを監視することについて、日々責任を負っている。具体的な責任としては以下のものがある。

- ・ 企業戦略および運用目的を設定し、監視すること
- ・ 業績を監視すること
- ・ 財政状態を監視すること(財務報告の完全性の検討を含む。)
- ・ 目標達成のための適切な資源の利用可能性を確保すること
- ・ 継続的な成長および成功を確保するため、効果的な運用手続の策定を確保し、重要な企業イニシアチブを承認すること
- ・ 重大な経営リスクを効果的に識別、報告および管理させること
- ・ 高い倫理行為基準を設定すること
- ・ ASIC および受益者への報告および連絡

責任法人の取締役会は、少なくとも四半期ごとに開催され、必要に応じて、追加の取締役会が開催される。

運用の規模および性質により、責任法人の取締役会は、会社法に基づき適宜コンプライアンス委員会とともに(SSgA、関連法人および外部サービス提供者が提供する一定の外部委託サービスとともに)、本信託に付随するコーポレートガバナンスに関する全ての職務および責任を遂行する。責任法人の取締役会は、四半期ごとに、責任法人のコンプライアンス委員会および責任法人のマネージャーから報告を受ける。さらに、取締役は、責任法人の取締役会に関する書類および責任法人の投資顧問およびカスタディアンから提出された報告書を読み、分析することに時間を費やす。

全ての取締役は、会社の記録および情報に対し、無制限のアクセス権限を有する。責任法人の取締役会がその義務および責任を遂行するために合理的に必要な場合、責任法人の取締役会または個々の取締役は、責任法人の負担により、社外顧問からの独立した助言(法的助言を含む。)を得ることができる。責任法人は本信託の本約款で許容される場合に、当該費用を本信託に請求することができる。

責任法人の報酬の取決めを策定および検討するための手続は、本信託の約款に規定される。

責任法人は、責任法人の取締役会のパフォーマンスを評価する正式な手続を定めていないが、ゼネラル・マネージャーおよび役員を含む社員はすべて、SSgA による雇用の一部として半年ごとに業務評価を受ける。責任法人のパフォーマンスは、責任法人の取締役会により、また、会社法により要求される範囲でコンプライアンス委員会により、継続して監視される。

責任法人は上場会社ではないが、SSgA の完全子会社であるため、取締役の選任は SSgA および責任法人の取締役会全体にとっての問題であり、取締役の総合的な能力および経験と、取締役候補者が取締役会に行うことのできる貢献が考慮される。

コンプライアンス委員会

会社法は、本スキームの責任法人が、本スキームの運用の際に適切な手段を行使し、会社法および本スキームの約款を遵守することを要求している。本信託は、ASIC に登録されたコンプライアンス計画に基づいて運用を行う。

会社法はまた、責任法人の取締役のうち社外取締役が半数未満のみの場合には、コンプライアンス委員会の設立を要求している。SSgA, ASL は、以下の者で構成されるコンプライアンス委員会を有している。

James MacNevin 氏 (議長)

Richard Stokes 氏 (独立)

Penni James 氏 (独立)

MacNevin 氏は、1993 年にステート・ストリートに入社し、金融サービス業において 20 年以上の経験を有している。MacNevin 氏は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービスズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited)の取締役であり、SSgA のアジア太平洋地区の最高執行責任者を務める。また、MacNevin 氏は SSgA オーストラリア・リミテッド(SSgA Australia Limited)、SSgA アジア・リミテッド(SSgA Asia Limited)、SSgA シンガポール・リミテッド(SSgA Singapore Limited)、ステート・ストリート・インディア(State Street India)および中国における SSgA の合弁会社である SSgA ファンド・マネジメント(SSgA Fund Management)の取締役でもある。

MacNevin 氏は、オーストラリア国立大学(ANU)の人文学士号およびオーストラリア証券協会(Securities Institute of Australia)の金融市場の修士書を取得しており、またオーストラリア取締役協会(Australian Institute of Company Directors)の卒業生である。

Stokes 氏は、金融サービス業において 35 年以上の経験を有している。Stokes 氏は、資金運用業においても幅広い経験を積んでおり、ロンドン、ヨハネスブルグおよびシドニーにて資金運用会社に勤務していた。20 年以上、金融サービス業のコンサルティングを行っている。Stokes 氏は、公認会計士である。

James 氏は、金融サービス業において 25 年以上の経験を有しており、これには現地および世界的金融サービス機関におけるコンプライアンス管理経験についての 18 年以上の経験も含まれている。James 氏は公認会計士であり、現在複数のコンプライアンス委員会の構成員を務めている。

会社法の要求に従い、コンプライアンス委員会の過半数は社外構成員である。現在のコンプライアンス委員会の議長は社内構成員であるが、コンプライアンス委員会の各委員は各自一票のみの議決権を有する。コンプライアンス委員会は、議長の一年ごとの輪番が適切か否か検討する。

コンプライアンス委員会は、定期的に開催されるコンプライアンス委員会において受領した報告書によって、責任法人の運用を調査する。

コンプライアンス委員会は、当該委員会の職務および責任について詳細を規定している正式な委託条件書に従って運営されている。

コンプライアンス委員会の職務を遂行するために、全ての委員は以下にアクセスすることができる。

- ・ 本信託の会計記録を含む情報、会社法および約款の遵守に関連する情報ならびに責任法人の職員に関連する情報
- ・ 責任法人の監査役
- ・ コンプライアンス計画の監査役
- ・ 本信託の監査役

コンプライアンス委員会の委員は、委員会がその職務を遂行するために合理的に必要な場合には、責任法人の費用負担で、社外顧問からの独立した助言(法的助言を含む。)を得ることができる。

従業員の多様性

責任法人には従業員はいないものの、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)内部の関連当事者であるサービス提供者は、適用される全ての雇用機会均等法、監督機関の指示および規制に従い、全ての従業員および応募者に対して均等な雇用機会を提供する。

連邦のアファーマティブ・アクション関連法令の一貫として、ステート・ストリート・オーストラリアは、女性のための雇用機会均等局(Equal Opportunity for Women Agency)(EWOA)に対しアファーマティブ・アクションに関する報告書を毎年提出することを求められている。この報告書には、ステート・ストリートの労働力統計に関する分析が記載され、特に、組織内の女性の人数、その地位および女性が果たす役割が記載される。

ステート・ストリート・オーストラリアは、組織における雇用活動の全ての段階で均等な雇用機会を実施するための確立されたアファーマティブ・アクション・プログラムを有している。均等な雇用機会およびアファーマティブ・アクションの提供ならびにあらゆる形の差別がない職場環境の提供というステート・ストリート・オーストラリアの約束は、「アファーマティブ・アクション(オーストラリアにおける方針表明)」にて示されている。

アファーマティブ・アクションの目的および予定が、ステート・ストリート・オーストラリアについて、女性およびマイノリティーの進出を高めるために毎年設定されている。特に、能力のある女性とマイノリティーが一定の職種において十分に進出していないことが明らかな場合における、女性とマイノリティーの雇用、研修および昇進に重点が置かれる。

均等な機会およびアファーマティブ・アクションに関するステート・ストリートの責任は、組織の全てのレベルにおいて社内に伝達されている。会社の方針表明への言及は、行動基準においてなされており、全ての新規採用者のための適切な人事担当によるオリエンテーション・クラスにおいてカバーされている。会社出版物は、定期的に、多様性およびアファーマティブ・アクションに関する課題を議論している。

ステート・ストリートは、適用される全ての雇用機会均等法、監督機関の指示および規制に従い、全ての従業員および応募者に対して均等な雇用機会を提供する。

コミュニティ、従業員および顧客に対する責任を認識し、かつ適用法に従い、ステート・ストリートは従業員および将来の従業員に対して差別をしておらず、また今後も差別をしない。また、全ての雇用に関する決定を差別を禁止する適用法に従って行う。ステート・ストリートの方針は、人種、肌の色、宗教、信条、出身国、家柄、民族、年齢、障害、遺伝、性別、性的指向、ジェンダー、性同一性またはジェンダー・アイデンティティ、国籍、婚姻状態、ドメスティック・パートナーシップまたはシビル・ユニオンの状態、家格、兵役または退役およびその他適用法により保護されている属性にかかわらず、均等な機会の提供である。

ステート・ストリートは差別またはハラスメントに関する全ての苦情を、迅速にかつ完全に調査し、状況を改善するために必要な措置を取る。

倫理規程

SSgA, ASL は、SSgA の完全子会社であり、SSgA の倫理規程を正式に採用している。

倫理規程は、業務遂行における不正の外観上も回避することにより、SSgA の完全性に関する評判を一層強化することを企図したものである。倫理規程は、SSgA の各従業員の個人的な有価証券取引に適用される手続およ

び制限を定めており、従業員に対して、完全性、誠実性および公正性に関する高い基準を要求している。また倫理規程は、取締役、役員、従業員および契約従業員による、責任ある倫理的な意思決定を奨励している。

さらに、SSgA, ASL はステート・ストリートの行動基準に服しており、この基準は全ての取締役および従業員に適用される。行動基準の基本的前提は、各従業員が適法に自己の職務を遂行、すなわち情報の機密を保持すること、および行動基準違反の報告について責任を持つことである。また、SSgA, ASL は、その任命した代理人に適切な行動規程を採用させる。

財務報告の完全性

責任法人は、会社法の要求に従い、サービス提供者と協力して、本信託の半期および年次の財務諸表を作成し公表する。全ての財務報告書は、関連する会計基準に従って作成される。

責任法人の取締役会は、自己の知る限り、財務諸表の完全性が、リスク管理ならびに社内コンプライアンスおよび内部統制の健全なシステムに基づいており、それが全ての重要な点において効率的かつ効果的に機能していることを書面にて陳述する。

財務諸表は、社外の独立した職業監査人による年次監査を受ける。また、社外監査役も半期の財務諸表を監査する。

責任法人と本信託の監査プロセスは別々に取り扱われ、それぞれが異なる社外監査役をつける。責任法人の現在の社外監査役は、アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)である。プライスウォーターハウスクーパーズ(PricewaterhouseCoopers)が、本信託の現在の社外監査役であり、コンプライアンス計画の監査役でもある。

責任法人の取締役会は、以下のことを確保するために、本信託およびコンプライアンス計画の社外監査プロセスの結果を検討する。

- ・ コンプライアンス計画の社外監査役および本信託の社外監査役が常に適格であり、活動につき法的な資格を有し、適切に任命されていること
- ・ 社外監査役の任命条件が適切であり、会社法に従ったものであること
- ・ 社外監査役が、会社法により要求される全ての関連する情報を利用することができ、これを取得すること
- ・ 社外監査役が、会社法により要求される全ての質問を行い、全ての報告を提出すること

責任法人は、監査委員会を設置していないが、財務諸表は、最終の財務諸表について責任法人の取締役会の承認を受けるために取締役会に上程される前に、責任法人のマネージャーにより精査される。

社外監査役は、年次財務諸表およびコンプライアンス計画の監査結果が検討され、採択される責任法人の取締役会への出席を要請される。また社外監査役は、必要に応じてコンプライアンス委員会への出席も要請される。

責任法人の取締役会は、オーストラリアにおける金融サービス・ライセンス、会社法および ASX 上場規則を遵守するべく、財務報告の提供のために必要な責任法人の資源の適切性を検討する。

適時かつ均衡のとれた開示

責任法人の取締役会は、受益者および一般投資市場が、本信託に影響を及ぼすあらゆる主要な業務上の事象についての情報が与えられるべきであると考えている。

責任法人は、本信託が ASX 上場規則 3.1 に基づく開示義務を履行し、これらの継続開示義務を充足させるための適切な方針を有するように努めている。

市況情報(財務報告を含む。)は、提供可能となり次第 ASX に提出される。

責任法人の少なくとも 1 名の取締役は、速やかに ASX に電子的に提出される、ASX で公表されるリリースを承認する必要がある。

受益者の権利

会社法および一般法は、受益者の数多くの権利(本信託の収益および本信託の資本に対する持分を含む。)を定めている。法律は責任法人に対して受益者集会の招集を要求していないが、一定の状況において、責任法人は受益者集会の開催を選択することができる。受益者集会は、決議事項について投じられる票数の 5%以上の受益者が、または決議事項について議決権を有する 100 名以上の受益者が、これを招集することもできる。

本信託の受益者集会が開催されることが要求される場合には、責任法人は、本信託の社外監査役が出席するように手配する。

責任法人の取締役会は、約款、会社法、ASX 上場規則、ASX 権利放棄証書および開示書類の遵守を確保するべく、受益者との連絡に適用される手続を検討する。

SPDR のウェブ・サイト(www.spdrs.com.au)および商品開示書類の両方が、受益者に対して連絡先の詳細を提供している。

全ての受益者は、連絡を受ける方法を選択することができる。

リスク管理

責任法人の取締役会は、効果的なリスク管理に努めている。責任法人は、厳格なリスク管理の体制を備えており、その体制は、リスク領域を特定および監視し、親会社である SSgA のリスク管理の取組みを活用するもので、以下の事項を含む。

- ・ 責任法人の取締役会による承認を要する全ての公表された財務諸表(レビュー済みの半期書類、監査済みの年次書類、商品開示書類およびその他規制当局により要求される書類を含む。)のレビュー
- ・ サービス提供者の活動の監視
- ・ コンプライアンスに関する全ての方針およびコンプライアンスの厳守のレビュー
- ・ 受益者によって申し立てられた不服および採られた決議プロセス
- ・ 違反および ASIC に対する違反の通知

さらに SSgA, ASL は、通常 3 年ごとにステート・ストリート・コーポレーションによって実施される内部監査を受ける。

かかる枠組みは、選出された責任法人の取締役を含む、責任法人の親会社のリスク委員会によって検討に付される。

本信託は、そのベンチマーク指数の報酬控除前の業績を再現することを追求し、そのベンチマークを構成する証券に投資するため、本信託は、指数の対象となる証券がさらされている、経済的、環境的および社会的持続可能性リスクにさらされている。本信託が指数を追跡する性質を有するものであるため、これらのリスクを、本信託から証券を積極的に排除することによる管理ができない。

公正かつ責任ある報酬

本信託の約款に従って、責任法人は報酬の支払を受けることができる。責任法人報酬の計算は、現行の商品開示書類において説明されている。

責任法人の取締役および従業員は全て、親会社である SSgA の従業員である。責任法人への関与を理由として、取締役および会社秘書役に追加的報酬が支払われることはない。

責任法人の取締役は親会社の有給従業員であるため、取締役会報酬委員会の必要はなく、そのため、かかる委員会は設置されていない。

コンプライアンス委員会の社外構成員は、年間 40,000 豪ドル(GST 別)を支払われる。かかる報酬は、責任法人の取締役会により随時検討され、責任法人により支払われる。

受益者情報

下記の受益者情報は、2014年6月30日現在のものである。

受益証券は、普通受益証券の一種類である。

保有者の分布状況

保 有	普通受益証券
1-1,000	18,575
1,001-5,000	6,269
5,001-10,000	674
10,001-100,000	342
100,001 以上	29
合 計	<u>25,889</u>

取引可能な単位である12口に満たない普通受益証券の保有者が、38名存在した。

上位 20 名の保有者

2014 年 6 月 30 日付で本信託の普通受益証券を多数保有していた上位 20 名の名称は、以下のとおりである。

名称	普通受益証券	
	保有する口数	発行済受益証券に対する割合 (%)
HSBC CUSTODY NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED	2,830,263	6.15
JP MORGAN NOMINEES AUSTRALIA LIMITED	1,673,991	3.64
NATIONAL NOMINEES LIMITED	1,595,663	3.47
CITICORP NOMINEES PTY LIMITED	1,553,106	3.37
RBS NOMINEES (AUSTRALIA) PTY LIMITED	708,795	1.54
UBS WEALTH MANAGEMENT AUSTRALIA NOMINEES PTY LTD	512,467	1.11
MALLA PTY LTD	501,250	1.09
HSBC CUSTODY NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED SF WARRANTS	345,443	0.75
ABN AMRO CLEARING SYDNEY NOMINEES PTY LTD	322,665	0.70
SISTER MARGARET CHAPLIN	306,048	0.66
CUSTODIAL SERVICES LIMITED	300,568	0.65
CITICORP NOMINEES PTY LIMITED	292,437	0.64
PAN AUSTRALIAN NOMINEES PTY LIMITED	281,962	0.61
BNP PARIBAS NOMS PTY LTD	268,287	0.58
QUESTOR FINANCIAL SERVICES LIMITED	235,554	0.51
NULIS NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED	234,980	0.51
JDA INVESTMENTS PTY LIMITED	221,102	0.48
HSBC CUSTODY NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED-GSCO ECA	217,924	0.47
POWERWRAP LIMITED	217,354	0.47
WARBONT NOMINEES PTY LTD	194,532	0.42
合 計	12,814,391	27.82

大量保有者

本信託の大量保有者を以下のとおりである。

	保有する口数	発行済受益証券に対する割合 (%)
HSBC Custody Nominees (Australia) Limited	2,830,263	6.15

上記の情報は、責任法人が 2014 年 6 月 30 日までの年度中において受領した大量保有者通知を要約したものである。かかる情報は、最新の保有状況を正確に反映していない可能性がある。本信託の受益者は、ASIC による軽

減を与えられており、年 2 回(毎年 7 月 1 日および 12 月 31 日の 2 営業日以内)の大量保有者通知の提出のみを要求されている。更なる情報については、本信託の最新の商品開示書類を参照されたい。

現在、市場での買い戻しは行われていない。

議決権

- ・ 本信託の受益者は、下記の権利を有する。
 - 挙手票決の場合、本信託の各メンバーは、一票を有する。
 - 投票の場合、本信託の各メンバーは、本信託に対して保有する持分合計 1 ドル当たり一票を有する。
- ・ 会社法、ASX 上場規則および本信託の約款に従って、本信託の受益者集会において、SSgA, ASL は、責任法人として、他の登録された管理投資スキームについて保有する受益証券に関して議決権を有する。

企業概要

責任法人

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービスズ・リミテッド
(State Street Global Advisors, Australia Services Limited)

ABN 16 108 671 441

オーストラリアにおける金融サービス・ライセンス 274900

登記上の事務所

Level 17

420 George Street

Sydney NSW 2000

電話番号 : (02) 9240 7600

責任法人の取締役

Jonathan Shead (2007年8月1日選任)

Susan Darroch (2012年11月29日選任)

James MacNevin (2013年4月4日選任)

秘書役

Phil Maher

コンプライアンス委員会

James Macnevin(議長)

Richard E Stokes(独立)

Penni James(独立)

本信託の監査役

プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のオーストラリア事務所

201 Sussex Street

Sydney NSW 2000

主たる登録機関

リンク・マーケット・サービシズ・リミテッド(Link Market Services Limited)

1a Homebush Bay Dr

RHODES NSW 2138

電話番号：1300 665 385

株式取引相場

本信託は、オーストラリア証券取引所に上場しており、そのコードは **STW** である。